



地域を元気に!

コミュニティ・ビジネス通信

http://www.cbn.jp
vol.17
2004年春号

利益追求を第一とせず、経営者の感覚をもって地域を元気にする活動。それがコミュニティ・ビジネスです。

定例会報告 C.B.N.2003年度第3回定例会 日時:平成16年1月18日(月)18時00分~20時30分

「イギリスにおけるコミュニティ・ビジネスの動向」

—CANの概要とプロジェクト事例—

講師: C.B.N. 理事長
埼玉女子短期大学客員教授 細内信孝氏

去る1月19日、C.B.N.第3回定例会が開催されました。今回は、細内信孝理事長より、昨年秋に視察された、イギリスの社会起業家支援団体 CAN (Community Action Network)についてのご報告を、コミュニティ・ビジネスの視点からお話しいたしました。サッチャー政権以降発展してきたイギリスの市民セクターについての最新の動向をお聞きすることができました。

1. 英国訪問の経緯

細内理事長の英国訪問は、昨年秋に開催された、日英の社会起業家交換プログラムの一環で、ブリティッシュ・カンシル等から招聘され、英国の社会起業家たちと交流をおこなうというプログラムです。約2週間にわたり、現地の起業家と一緒に、英国におけるコミュニティ・ビジネスの現場を視察されてきました。



イギリスの地図を手に説明される細内氏

2. CANの概要

CAN(Community Action Network)の創設者の1人である牧師のAndrew Mawsonは、ロンドン東部のプロムリーバイ・ボウという町のコミュニティ再生(健康生活センターの創設)に大きな役割を果たした「社会起業家」。



CANのオフィスとモーション

このAndrew Mawsonと、著名な社会起業家 Adele Blakebrough、そして、Helen Taylor Thompsonの3名が、1998年にCANを創設しました。

3. 社会的起業家とCANのとらえ方

「社会起業家」とは、「政策的にアプローチできない地域社会の諸問題に対し、地域住民の積極的な参画を促しながら、行政や起業などのさまざまな団体と連携して、創造的な解決を図ることを支援する人のこと」(『英国の市民社会』The British Council)を意味します。

CANのビジョンは、「より効果的・効率的に社会問題を解決する新たな起業家の取り組みを支援すること」にあります。コミュニティの人々をつなぎ、ボランティア・非営利組織-行政-企業間の連携をはかることで、このビジョンの具現化を実現しています。

このビジョンの実現に向けて、CANは、①社会起業家の数を増やし、彼らの事業の質をあげること、②プロジェクトで彼らと協働すること、③社会起業家がお互い支援し合うためにネットワークを利用することができることを中心に実践しています。

こうして、CANは、英国において、社会的起業家の育成とネットワークを構築してきました。CANの組織体制は、本部(ロンドン)の下に8名のRegional Directorがいて、各地域での活動をサポートする体制となっています。

4. CANの事業

CANの具体的な事業は、CAN-Onlineによる情報提供、ロンドン及び各地域のCenterでの直接的な起業支援です。

CAN-Onlineは、Eメール、電子会議、掲示板、「補助金」情報などのデータベースがあり、700名を超える会員が、このネットワークを共有しています。中でも、資金調達(地域再生プロジェクト、助成金など)に関する情報は2,000を超え充実しています。



CANのホームページ。充実した内容です。
http://www.can-online.org.uk

CAN Centerは、オンラインを補足する役割を担い、人々が直接に情報交換・意見交換することが可能となっています(ロンドンのCAN Center、各地域のRegional Center)。

なお、会員は、「プレミアム会員」「スタンダード会員」「ベーシック会員」と3種類あり、会員別に、受けられるサービスが異なります。

目次	コミュニティ・ビジネス通信
P. 1, P. 2: 定例会報告	vol.17, 2004年春号(2004年2月29日発行)
「イギリスにおける	編集: 発行: コミュニティ・ビジネス通信
コミュニティ・ビジネスの動向」	東京都神奈川両国2-14-8(ア)の02
	増城302号ホリウチ事務所内
	Tel/Fax: 042-379-6401

このような活動を展開するCANの特徴は、①全英最大・行動重視のアプローチであること、②積極的な連携・基金づくり、③国際的なネットワーク（現在、オーストラリアにCANと連携した社会起業家ネットワークを有しています。また、アメリカ、南アメリカ、南アメリカ、東西ヨーロッパの政府や組織との契約を通じて、英国以外にも、国際的なネットワーク構築に意欲的です）です。

CANの新設

- ①全英最大・行動重視のアプローチ
- ②積極的な連携・基金づくり
- ③国際的なネットワーク

5. 活動事例：Community Action Furness Projects

CANの支援するプロジェクトのひとつである、Community Action Furness Projectsは、5つのプロジェクトより成立しています。各プロジェクトは、職業訓練を受ける訓練生、そして訓練生を指導するスーパーバイザーとスーパーバイザーを補佐するボランティアから構成されています。プロジェクトは、社会的弱者（失業者や知的障害者など）の職業訓練・トレーニングの場であり、トレーニングを通じて、地域に役立つ商品サービスを提供していくところに大きな意義があります。従来、社会的弱者は福祉給付の対象であり、いわば受動的な存在でしたが、Community Action Furness Projectsは職業訓練によって社会的弱者（訓練生）が職能を身につけ、主体性を発揮し、能動的な存在に変化していくのです。こうしたプロジェクトのリーダーには、社会的起業家がかかせない存在となっています。以下に5つのプロジェクトの概要を紹介します。

・ Cycle Refurbishment Project (cycloan)

地域からの中古の自転車を寄付してもらい、それらを修理して販売する（1台が15～30ポンド）プロジェクト。単独事業としては成立が困難なため助成金を受け、社会的弱者の職業訓練を行っている。毎日若者から高齢者までの4～5人の訓練生が来て、自転車の修理方法を学んでいるとのこと。



プロジェクトで再生した自転車

・ Eureka Environmental Project

社会的問題を抱えている人や知的障害者にガーデニングを教えるプロジェクト。元ゴミ捨て場や廃材の多い土地を選定しガーデニングを行います。訓練生は、植物の栽培を通じて、喜びを覚えます。プロジェクトでは、このように人間性の回復を図ることを重視しています。

・ Furniture Project

近所からの不要な家具を集め、修理し、販売するプロジェクト。街中にある廃業した工場を3万ポンドで購入し、家具の再生と展示を行う作業所としています。（また開店準備中とのこと）家具の修理は主に訓練生が行うとのこと。インターネット上で家具やチャリティ・オークションやITを活用した在庫管理や販売管理もシステム化していく予定とのこと。



古い倉庫を利用した活動拠点

・ Cottage Project

若い人に歴史的な建造物の保存を通じて、過去の歴史や生活を学んでもらうというプロジェクト。当地の歴史ある修道院を活用し、行政と連携して当地を新しい観光地にしようとしています。ここの訓練生は、ふつうの学生（12～17歳）や建築に興味のある人であり、一週間に約160人が参加しているとのこと。今後、訓練生のための本格的なトレーニングセンターをつくる予定で、さらに第二ステージは、ハーブ園をつくる計画があり、現在、ファンドレイジングの段階とのこと。



プロジェクトの対象としている老建物

・ JIB (Job in Barrow) Craft Project

いままで求められていることが少なかった人、物事を正しくできない人、時間がかかる人が、木工作業を学びながら、みんなで楽しく作業していくプロジェクト。当プロジェクトは、知的障害者のワークショップとして、多様な人々（医者、看護婦、先生）のサポートで自立を目指し、彼らの人生を変えていく場となっています。製作された木工商品は、半径30マイルを対象とした商圏で販売されています。（写真：鶴岡）



これはC.B.N.のロゴです。

ご主人様から見放されたプレザンのお乗馬インキョベート(類似している様子も発見されています。商標登録されています。

C.B.N.コミュニティ・ビジネス・ネットワークの公式ホームページ

<http://www.cbn.jp/>

ただいまアクセス急増中！！

C.B.N. コミュニティ・ビジネス・ネットワーク はC.B.N.の登録商標です。 [商標登録番号] 第4391242号
 右上のサービスマークもC.B.N.の登録商標です。 [商標登録番号] 第4400488号

保護啓発：本誌より引いて、日本で行われている活動と類似していることに留意されたい。これは意図せず、意図的に類似した数々の誤解を招く恐れがある。従って、本誌の発行と同時に、本誌の発行に同意した関係者から「本誌の発行に同意した関係者から」の同意を得ることは、著作権法上、社会的責任から「本誌の発行」に同意している点です。本誌の発行に同意した関係者から「本誌の発行に同意した関係者から」の同意を得ることは、著作権法上、社会的責任から「本誌の発行」に同意している点です。 (掲載)

C.B.N. 会員募集中！

ホームページから申し込みます！

C.B.N.ではただいま会員を募集中です！C.B.N.に興味がある方、これからC.B.N.をはじめようという方はぜひご参加下さい。定例会ではC.B.N.に関する最新の情報や活動にふれることができます！

コミュニティ・ビジネス通欄
 vol. 17 2004年号号2004年2月29日発行
 編集：発行：コミュニティ・ビジネス通欄編集委員会
 東京都練馬区東原2-14-810ア 092
 増城302号ホリウチ事務所内
 Tel/Fax: 042-379-6401